



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月1日金曜日 第2373号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	477
保安林の指定の解除(2件).....	477
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	477
基本測量の実施の通知(2件).....	479
公共測量の終了の通知.....	479
土地改良区役員の就退任の届出.....	479
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	480
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	480
土地改良区役員の就退任の届出.....	480
道路の区域変更(県道網代鳥越線).....	480
道路の供用開始(").....	480

訓令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正す

る訓令..... 481

公 告

職業訓練指導員試験の実施..... 486

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 486

正 誤

平成24年5月8日付第2366号目次中..... 487

平成24年5月8日付第2366号愛媛県告示第638号(土地改良区役員の就退任の届出)中..... 487

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第745号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年6月1日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県ホームページコンテンツ管理システム開発業務委託一式	愛媛県企画振興部 管理局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年5月8日	株式会社ウイン 愛媛県松山市和泉北二丁目10-8	24,811,500円	一般競争入札	平成24年3月27日

○愛媛県告示第746号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年6月1日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
四国中央市土居町浦山乙341の2、乙341の3、乙341の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第747号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年6月1日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町久良387の3
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第748号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成24年6月1日

愛媛県知事 中村時広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	545.96	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.50	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	326.98	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	837.52	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	208.36	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	272.70	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	374.40	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	258.78	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	624.56	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	72.18	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	819.05	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	96.55	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.72	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	637.08	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	122.89	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.25	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）、
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	543.17	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	42.29	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	989.09	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	48.19	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今

			在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中	予	干 害 防 備 保 安 林	4.14 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南	予	干 害 防 備 保 安 林	19.99 八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東	予	保 健 保 安 林	17.94 新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今 治 地 区		保 健 保 安 林	29.34 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中	予	保 健 保 安 林	13.84 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦目、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛洲、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八 幡 浜 ~ 肱 川		保 健 保 安 林	21.12 八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川		保 健 保 安 林	3.78 宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓 削 地 区		保 健 保 安 林	3.10 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第749号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)作業
- 2 作業期間 平成24年 6月 1日から
平成25年 3月 8日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市

○愛媛県告示第750号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間 平成24年 7月 2日から
平成24年12月28日まで

- 3 作業地域 八幡浜市、四国中央市、東温市

○愛媛県告示第751号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(1/500地形図作成)
- 2 作業期間 平成23年10月14日から
平成24年 3月23日まで
- 3 作業地域 松山市北条地区

○愛媛県告示第752号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203番地

○愛媛県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 学	東温市西岡751番地
"	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
監 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
"	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
監 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、東温市北野田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 6月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、東温市吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 6月 1日

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋 8 番 3 から 同町油袋14番 3 まで	旧	メートル 7.1 ~ 17.5	キロメートル 0.063	
			新	13.8 ~ 34.2	0.063	

○愛媛県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月 1日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 傳	宇和島市三間町大藤675番地
"	富 永 真 範	宇和島市三間町黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	宇和島市三間町小沢川398番地
"	毛 利 正 行	宇和島市三間町北増穂417番地
"	渡 邊 雄 策	宇和島市三間町大内273番地
"	土 居 修	宇和島市三間町土居垣内55番地
"	山 本 聰	宇和島市三間町戸雁1146番地
監 事	古 谷 虎 男	宇和島市三間町則1488番地
"	土 居 仁	宇和島市三間町土居中753番地
"	兵 頭 信 夫	宇和島市三間町波岡836番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 傳	宇和島市三間町大藤675番地
"	富 永 真 範	宇和島市三間町黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	宇和島市三間町小沢川398番地
"	毛 利 正 行	宇和島市三間町北増穂417番地
"	渡 邊 雄 策	宇和島市三間町大内273番地
"	土 居 修	宇和島市三間町土居垣内55番地
"	山 本 聰	宇和島市三間町戸雁1146番地
監 事	古 谷 虎 男	宇和島市三間町則1488番地
"	土 居 仁	宇和島市三間町土居中753番地
"	兵 頭 信 夫	宇和島市三間町波岡836番地

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋 8 番 3 から 同町油袋14番 3 まで	平成24年 6月 1日

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
地 方 局
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 6月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
(事務の委任)				(事務の委任)				
第 4 条 省略				第 4 条 省略				
2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。				2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。				
(1)~(6) 省略				(1)~(6) 省略				
(7) 別表企画課の表15の部に掲げる薬事法の施行に関する事務(同部4の項)の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関する事、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)				(7) 別表企画課の表15の部に掲げる薬事法の施行に関する事務(同部5の項の既存薬種商に関する事、同部6の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関する事、同部10の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部11の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)				
(8)~(13) 省略				(8)~(13) 省略				
3・4 省略				3・4 省略				
別表(第4条、第6条関係)				別表(第4条、第6条関係)				
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長				課長	所長
企画課	1~14 省略			企画課	1~14 省略			
	15 薬事法(昭和35年法律第145号)	1 薬局に関する事。			15 薬事法(昭和35年法律第145号)	1 薬局に関する事。		
		(1)~(7) 省略				(1)~(7) 省略		
	(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、省令第16条第4項)				(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、省令第16条第4項、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。以下この部において「改			

)の 施行 に 関 する 事 務	_____))の 施行 に 関 する 事 務	正省令」という。)附則第4条)		
	(9)~(20) 省略				(9)~(20) 省略		
	(21) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項_____)				(21) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項、改正省令附則第42条)		
	2・3 省略				2・3 省略		
					4 既存一般販売業者(動物用医薬品に係るものを除く。)に関する事。		
					(1) 許可の更新(第24条第2項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)		—
					(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)		—
					(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第141条、改正省令附則第10条)		—
					(4) 構造設備の改善命令等(第72条第4項)		—
					(5) 業務運営改善等の措置命令(第72条の4)		—
					(6) 店舗管理者の変更命令(第73条、改正法附則第3条第1項)		—
					(7) 許可の取消し等(第75条第1項、改正法附則第3条第1項)		—
					(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)		—
					(9) 許可証の書換え交付(旧政令第45条第1項)		—
			(10) 許可証の再交付(旧政令第46条第1項)		—		
			(11) 許可証の返納の受理(旧政令第46条第3項、第47条)		—		
			(12) 許可台帳の備付け(旧政令第48条)		—		

			(13) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条）	—
			5 既存薬種商（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。	
			(1) 許可の更新（第24条第2項、改正政令附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第44条第1項）	—
			(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第28条第3項ただし書、改正法附則第6条第1項）	—
			(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第153条、改正省令附則第11条）	—
			(4) 構造設備の改善命令等（第72条第4項）	—
			(5) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）	—
			(6) 店舗管理者の変更命令（第73条、改正法附則第6条第1項）	—
			(7) 許可の取消し等（第75条第1項、改正法附則第6条第1項）	—
			(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	—
			(9) 許可証の書換え交付（旧政令第45条第1項）	—
			(10) 許可証の再交付（旧政令第46条第1項）	—
			(11) 許可証の返納の受理（旧政令第46条第3項、第47条）	—
			(12) 許可台帳の備付け（旧政令第48条）	—
			(13) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条）	—
			6 改正法	
			附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。	
			(1)・(2) 省略	
		4 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。		
		(1)・(2) 省略		

	(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第142条_____）		
	(4)～(12) 省略		
	(13) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、第142条_____）		
	5 改正法附則第14条_____の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事。		
	(1)～(10) 省略		
	(11) 特例販売品目の変更又は追加の指定（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）第1条の規定による改正前の省令第159条）		
	6 省略		
	7 省略		
	8 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条第1項から第3項まで、第76条の8第1項、改正法附則_____第9条第1項、第11条第1項）		
	9 省略		
16～21	省略		

	(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第142条、改正省令附則第11条）		
	(4)～(12) 省略		
	(13) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条）		
	7 改正法附則第14条及び第15条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事。		
	(1)～(10) 省略		
	(11) 特例販売品目の変更又は追加の指定（改正省令_____による改正前の省令第159条）		
	8 省略		
	9 省略		
	10 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条第1項から第3項まで、第76条の8第1項、改正法附則第3条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第11条第1項）		
	11 省略		
16～21	省略		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～3 省略			
	4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	1 特定施設等に関する事。		
		(1) 省略		
		(2) 有害物質使用特定施設等の設置の届出の受理（第5条第2項、第3項、省令第6条）		
		(3) 特定施設等の使用の届出の受理（第6条第1項）		
		(4)～(11) 省略		
		(12) 改善命令等（第13条第1項、第3項、第13条の2第1項、第13条の3第1項）		
2 指導、助言及び勧告（第13条の4）				
3～11 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～3 省略			
	4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	1 特定施設等に関する事。		
		(1) 省略		
		(2) 有害物質使用特定施設等の設置の届出の受理（第5条第2項_____、省令第6条）		
		(3) 特定施設等の使用の届出の受理（第6条第1項）		
		(4)～(11) 省略		
		(12) 改善命令等（第13条第1項、第3項、第13条の2第1項_____）		
2 指導、助言及び勧告（第13条の3）				
3～11 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種

機械科、和裁科、木工科及び配管科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成24年9月29日（土）

3 試験の実施場所

松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛

4 受験申請書の提出期間

平成24年7月19日（木）から7月27日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成24年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業訓練グループ（電話（089）912 - 2504）にすること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 167

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月1日

愛媛県人事委員会委員長職務代理者

愛媛県人事委員会委員 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）					
委託地方公共団体	機 関	職		委託地方公共団体	機 関	職			
省略				省略					
久万高原町	省略			久万高原町	省略				
	町長 部局	省略			町長 部局	省略			
		出先 機関	省略				出先 機関	省略	
			養護老人ホーム			<u>総括局長</u>		養護老人ホーム	<u>施設長</u>
			省略					省略	
省略			省略						
砥部町	省略			砥部町	省略				

	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 総務課長 補佐（人事を担当するものに限る。） 企画財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課人事係長 企画財政課財政係長	
	出先 機関	支所	省略	
		保健センター	センター長	
		省略		
省略				
内子町	省略			
	町長 部局	省略		
		出先 機関	省略	
			障害者 地域活動支援 センター	所長
省略				
省略				
愛南町	省略			
	町長 部局	本庁	課（室）長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長 補佐 企画財政課長補佐 総務課職員係長 企画財政課財政係長	
		省略		
	省略			
省略				
備考 省略				

	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 総務課長 補佐（人事を担当するものに限る。） 企画財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 企画財政課財政係長	
	出先 機関	支所	省略	
		省略		
省略				
内子町	省略			
	町長 部局	省略		
		出先 機関	省略	
			授産施設	施設長
省略				
省略				
愛南町	省略			
	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長 補佐 企画財政課長補佐 総務課職員係長 企画財政課財政係長	
		省略		
	省略			
省略				
備考 省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成24年 5月 8日付第2366号目次中

ページ	箇所	誤	正
406	目次欄 上から 5 行目	土地改良区役員就退任 の届出	土地改良区連合役員就 退任の届出

○正 誤

平成24年 5月 8日付第2366号愛媛県告示第638号（土地改良区役員の就退任の届出）中

ページ	箇所	誤	正
407	左欄 下から12行目	第18条第16項	第84条において準用する 同法第18条第16項